

国立大学法人兵庫教育大学非常勤職員給与規程

〔平成16年4月1日〕
規程第59号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第18号。以下「就業規則」という。）第15条の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員給与規程 国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程（平成16年規程第57号。以下「教職員給与規程」）をいう。
- (2) 常勤教職員 教職員給与規程の適用を受ける教職員をいう。
- (3) フルタイム職員 科学研究費補助金等の外部資金により雇用する就業規則第2条第2号若しくは第3号に掲げる非常勤職員又は同条第9号若しくは第17号に掲げる非常勤職員のうち、所定労働時間が常勤教職員と異なる非常勤職員をいう。
- (4) パートタイム職員 前号に掲げるフルタイム職員以外の非常勤職員をいう。

(非常勤職員の給与)

第3条 非常勤職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 前項の基本給は、時間給とする。ただし、フルタイム職員については、日給とする。

3 第1項の諸手当は、次の表の職種欄及び基本給の別欄に掲げる区分に応じて、同表の諸手当欄に掲げる手当とする。

職 種	基本給の別	諸 手 当
事務補佐員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
技術補佐員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
	日 給	住居手当, 通勤手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末手当, 勤勉手当
研究補佐員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
	日 給	住居手当, 通勤手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末手当, 勤勉手当
技能補佐員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
学習補助員	時間給	
ティーチング・アシスタント	時間給	
リサーチ・アシスタント	時間給	
臨時教諭	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
	日 給	住居手当, 通勤手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末手当, 勤勉手当
保育指導員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
就職支援指導員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
非常勤講師	時間給	
学校医	時間給	
学校歯科医	時間給	
学校薬剤師	時間給	
カウンセラー	時間給	
上級連携推進研究員, 連携推進研究員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
事業支援協力員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給
	日 給	住居手当, 通勤手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末手当, 勤勉手当
上級不登校支援活動相談員 不登校支援活動相談員	時間給	通勤手当, 超過勤務手当, 休日給

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 非常勤職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。次項において同じ。）の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

2 非常勤職員の給与の支給日は、翌月の17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき 18日

3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日を、土曜日に当たるときは前日を支給日とする。

(給与の支払)

第5条 非常勤職員の給与は、通貨で直接非常勤職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令で定めるもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、非常勤職員の同意を得た場合には、非常勤職員の預貯金口座に振込むことによって支払う。
（給与の即時払）

第6条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、非常勤職員又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 非常勤職員が死亡したとき。

（給与の非常時払）

第7条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、非常勤職員から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 非常勤職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 非常勤職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 非常勤職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

（時間給及び日給）

第8条 時間給は、別表に定めのある職種については、同表に定める額とし、同表に定めのない職種については、非常勤職員を常勤教職員として採用した場合に受けることとなる教職員給与規程第11条の各別表に掲げる俸給月額（以下「相当俸給月額」という。）を基礎として、次の算式により算出した額とする。

$$\frac{\text{相当俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

2 日給は、次の算式により算出した額とする。

$$\frac{\text{相当俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75} \times 7.75$$

3 前2項の時間給及び日給の算出の基礎となる相当俸給月額は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等に基づき、常勤教職員の給与決定の例に準じて決定する。

4 科学研究費補助金等の外部資金により雇用する就業規則第2条第3号に掲げる非常勤職員のうち、職務の特殊性により、第1項の規定による時間給又は第2項の規定による日給が適当でない認められる場合には、個別に定めることができる。

（時間給及び日給の改定）

第9条 労働契約の更新時における時間給及び日給は、その者を新たに採用したものとして、前条の規定を適用して得られる額とする。

2 労働契約の期間の途中における時間給又は日給は、教職員給与規程第11条の各別表の改定の有無にかかわらず、その額を増減しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出等）

第10条 フルタイム職員の勤務1時間当たりの給与額（第13条において準用する教職員給与規程第34条から第35条までの規定によるものを含む。）は、日給を7.75で除して得た額とする。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（住居手当）

第11条 雇用予定期間が3月以上あるフルタイム職員には、教職員給与規程第30条の規定に準じて住居手当を支給する。
（通勤手当）

第12条 雇用予定期間が1月以上ある非常勤職員には、教職員給与規程第31条の規定に準じて通勤手当を支給する。ただし、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない非常勤職員については、同条第2項第2号に定める額に50/100を乗じて得た額が同号に定められているものとして規程を適用する。

（超過勤務手当及び休日給）

第13条 非常勤職員には、教職員給与規程第34条の規定に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、パートタイム職員の定められた労働時間を含めて1日7時間45分以内の勤務に対する超過勤務手当は、勤務1時間につき、第8条第1項に規定する時間給に100/100を乗じて得た額を支給する。

2 非常勤職員には、教職員給与規程第35条の規定に準じて休日給を支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第14条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するフルタイム職員のうち、引き続いた雇用期間（予定を含む。）が6月以上である場合には、教職員給与規程第39条から第40条の規定に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。

（給与の減額）

第15条 フルタイム職員が定められた労働時間内に勤務しないときは、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則その他規程によりその勤務しないことが認められている場合は、減額しない。

2 就業規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても、特に給与を減額する旨規定されているときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の定めるところにより減額して支給する。

3 前2項の規定により給与を減額する場合における勤務しない時間数は、給与の計算期間の全時間数によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（端数処理）

第16条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に非常勤職員として兵庫教育大学に在職し、平成16年4月1日以降も同じ職種の非常勤職員として本学に在職する場合におけるその者の第8条に規定する時間給又は日給の算出方法は、

同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間（以下「平成20年度」という。）に非常勤職員として在職し、平成21年4月1日以降も同じ業務内容の非常勤職員として本学に在職する者で、改正後の第8条に規定する時間給又は日給の算出方法により算出した時間給又は日給が平成20年度に適用していた時間給又は日給に達しないこととなる非常勤職員の同条の時間給又は日給の算出方法は、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 非常勤職員の時間給表（第8条関係）

職 種	区 分	時間給
事務補佐員	教育研究支援部教育支援課分室に所属する者	1,000円
	上記以外の者	850円
学習補助員		750円
ティーチング・アシスタント	大学院博士課程在学者	1,300円
	大学院修士課程在学者， 大学院専門職学位課程在学者	1,100円
リサーチ・アシスタント		1,300円
非常勤講師	学部・大学院担当講師及び教員養成実地指導講師	5,200円
	附属学校(園)担当講師	
	A L T (外国語指導助手)	3,500円
	上記以外の者	1,500円
保育指導員		1,100円
就職支援指導員		2,800円
学校医	保健管理センターにおいてカウンセリング業務に従事する者	2,550円
	上記以外	2,850円
学校歯科医		2,850円
学校薬剤師		900円
カウンセラー		2,550円
上級不登校支援活動相談員		1,700円
不登校支援活動相談員		1,500円